

姫路市立保育所における紙おむつの定額制利用サービス事業要求水準書

この要求水準書は、姫路市立保育所における紙おむつの定額制利用サービス事業に係る提供事業者（以下「提供事業者」という。）の募集手続きにおいて、提供される紙おむつの定額制利用サービス（以下「サービス」という。）の内容を示したものである。この要求水準書に定めのない事項については、姫路市（以下「市」という。）と提供事業者が協議の上で決定する。

1 事業名

姫路市立保育所における紙おむつの定額制利用サービス事業

2 事業期間

令和8年6月1日から令和10年3月31日まで

- ※ 覚書締結日から令和8年5月31日まではサービス提供のための準備期間とする。
- ※ ただし、サービスの内容に著しい不備（保護者からの評価含む）がある、または本事業の主旨である保護者負担軽減、保育所の職員の負担軽減を図ることが困難と認められる場合には、事業の打ち切りを行う場合がある。なお、事業の打ち切りを行う場合、市は3ヶ月前に提供事業者に通知するものとする。
- ※ サービスを導入している施設が、民間移管、民間委託及び統廃合により姫路市による運営を終了する場合は、業務期間終了前でも当該施設によるサービスを終了する。

3 事業の目的

現在、姫路市立保育所（以下「市立保育所」という。）では保護者が利用するおむつを持参しており、保護者はおむつへの記名、登園時の荷物の多さなどが負担となっている。また、市立保育所職員は園児毎のおむつの在庫管理などが負担となっている。

この事業は、紙おむつの定額制利用サービスを利用している利用者のおむつが直接施設に配送されることにより、保護者及び保育所の職員双方の負担軽減を図り、もって市立保育所の保育の質の向上を図ることを目的とする。

4 事業の内容

提供事業者は以下のサービスの提供等を行う。

(1) 紙おむつの定額制利用サービスの概要

ア サービスの利用者及び契約者

サービスを導入する市立保育所（以下、「導入施設」という。）に通所又は通園する児童を利用者とし、サービスの契約者は当該児童の保護者とする。

イ 利用料金体系

单一の月額料金とする。

※おむつのサイズ・タイプに関わらず单一の月額料金でサービスを提供すること。

ウ サービスで提供される紙おむつのメーカー

国内のドラッグストア等で一般的に流通しているメーカーとし、提供する紙おむつはすべて同じメーカーのものとする。

エ サービスで提供される紙おむつのサイズ及びタイプ等

利用園児の年齢等に応じて必要なサイズ（S・M・L・L Lなど）及びタイプ（テープ・パンツ）を取り扱うこと。個々の園児に対し、どのサイズ及びタイプのおむつを使用するかは導入施設の判断により都度決定するものとする。

なお、サービス提供に係る紙おむつは新品とする。

オ 利用上限

紙おむつは利用上限なく利用できるものとする。

カ 契約期間

契約期間は1か月毎とし、「2 事業期間」に定める期間（以下「事業期間」という。）中は利用者からの申し出がない限り自動更新とすること。

新規の契約及び解約については隨時受け付けることとし、受け付けた内容は速やかに導入施設に通知するものとする。

料金の日割り計算については、原則行わないが、詳細は提案によるものとする。

事業期間中に当サービスの利用者が退園や長期休園等の理由でサービスが継続できない場合の手続について、あらかじめ利用者に示しておくこと。

キ 料金の支払い方法

サービス利用の対価として利用者は提供事業者に直接利用料を支払うものとする。また、利用料を負担する保護者の負担軽減が図れるよう、利用料金の支払方法については簡便な手段が取れるようになるとともに、口座振替、クレジットカード決済、電子マネー決済等の多様な支払手段にも対応できるようすること。

契約中の保護者に利用料金の未納があった場合の対応（利用停止など）は提案による。利用停止をする場合は導入施設へ事前に通知を行うこと。

(2) 提供事業者の業務

ア 申込の受付

利用を希望する保護者からの申込みを受け付けること。なお、申込みの手続きの方法は提案によるものとする。ただし、簡便なものとし、また、外国人保護者に対応するため、多言語対応が可能な仕様とすること。ベトナム語、中国語（簡体字）、英語、韓国語など、対応言語は多いと望ましい。

なお、サービス開始直後や入園前の時期は多数の申込が想定されることから、申込方法等を明示した利用案内資料等をあらかじめ準備すること。

イ 問い合わせへの対応

サービスに係る保護者（現に利用者でない者も含む。）からの問合せに対して、直接、誠実に対応する。問合せ方法は、メール等のインターネットによる問い合わせ等に対応すること。

ウ 導入施設への紙おむつの配送

提供事業者は、各導入施設からの発注を受けて、サービスに係る紙おむつを各導入施設に配送する。なお、配送手段について、第三者（運送事業者）へ委託することも可能とする。ただし、配送日時は導入施設が指定できるものとし、発注後3日以内の配送が可能なものとする。

紙おむつの発注方法については、提供事業者の提案によるものとするが、簡便な方法（オンラインが望ましい）とし、パソコン等の情報機器操作に不慣れな職員でも容易に作業を進めることができるよう導入施設の職員の負担軽減にも配慮すること。

ただし、発注手段に不具合等が生じた場合における代替の発注方法も併せて提案すること。

(3) 災害時の協力

市に災害警戒本部または災害対策本部が設置された場合において、市が提供事業者に要請したときは、その時点で各導入施設が保管する未使用の紙おむつは市の判断により本サービスの利用に関わらず、在園児に使用することとする。

この場合において、保管している紙おむつ等の精算方法については、提案に基づくこととする。

(4) その他

サービスの提供にあたっては、民法（明治29年法律第89号）等、法令を遵守して誠実に実施すること。

私人間契約のため、サービスの提供におけるトラブルについて、市は一切の責任を負わない。

(5) 導入施設

以下、5施設で導入する。なお、城東保育所は民間移管により令和9年3月31日で閉園となる予定である。在籍園児数は令和8年1月1日時点のものである。

	施設名	所在地	0歳児	1歳児	2歳児
1	飾磨保育所	姫路市飾磨区中島1130-6	7	12	18
2	中央乳児保育所	姫路市東今宿5丁目3-22	10	11	12
3	中央保育所	姫路市神子岡前1丁目11-29	6	11	17
4	城東保育所	姫路市城東町65-1	3	11	12
5	広西保育所	姫路市広畠区吾妻町2丁目9-1	5	11	17
計			31	56	76

5 その他

- (1) 市は、提供事業者と直接契約を結ぶものではない。
- (2) サービス提供にあたって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、提供事業者が負担すること。ただし、導入施設の故意過失による場合はこの限りでない。
- (3) 提供事業者は、個人情報特記取扱事項を遵守し、メール送付の誤送信防止や契約者名簿等保管など適切な個人情報保護措置を講じることとする。
- (4) 覚書、要求水準書、提案書等に定めのない、サービス提供上の疑義等については、原則として当事者（提供事業者と契約保護者）間で解決を図ることとする。
ただし、事業者選定時に提案されたサービス内容の変更等、サービスの提供に係る事項の変更については、あらかじめ市と協議の上、決定する。
- (5) 市が覚書を解除した場合、提供事業者と契約保護者間で締結された契約は自動的に終了となる。この場合において、導入施設に未開封の紙おむつが残っている場合、市は提供事業者に返却するものとする。